

岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例について

岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定める条例

県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九條の二第四項の規定により条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第 四百八十六号）第三條の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
  - 二 理事 四
  - 三 監事又は会計監査人 二
- 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

地方独立行政法人法の一部改正に鑑み、県が設立する地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の限度額を定めるため、この条例を定めようとする。